

鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程

平成 27 年 6 月 22 日教委訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行政運営上必要な意見聴取、情報共有、連絡調整等のため、職員以外の同一の学識経験者、団体の代表、公募市民等の参集を継続して依頼し、それらの者のみで、又はそれらの者を交えて開催する会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の名称等)

第 2 条 会議の名称、開催の目的、構成員数及び所管課は、別表のとおりとする。

2 会議の名称は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関と誤認されることのないよう配慮しなければならない。

3 開催の目的は、調停、審査、審議又は調査のためのものと誤認されることのないよう配慮しなければならない。

4 構成員数は、その開催の目的等に応じ、必要最小限の数とする。

(身分)

第 3 条 会議の構成員（本市の職員を除く。）は、本市の職員の身分を有しない。

(謝礼等)

第 4 条 会議の出席者（以下「出席者」という。）に対する役務の対価及び実費弁償として、予算の範囲内で謝礼及び市外から会議に出席するために要した旅費相当額を支給することができる。

2 前項の謝礼の額は、鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 24 年鈴鹿市条例第 58 号）第 2 条に規定する報酬の額、出席者の役割等を勘案して、適正な額とする。

(会議)

第 5 条 会議への出席は、教育委員会が依頼する。

2 会議の進行は、所管課の職員又は会議の座長として出席者のうちから互選された者が行うものとする。

3 会議は、出席者の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目的として、進行しなければならない。

4 会議は、必要に応じて、分科会、小会議等を開催することができる。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日教委訓令第 3 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 7 日教委訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

会議等の名称	開催の目的	構成員数	所管課
金生水沼沢植物群落保護増殖事業推進検討会議	金生水沼沢植物群落の保護増殖及び活用の推進を図るための意見聴取を行う。	8人以内	文化スポーツ部文化財課
鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会	鈴鹿市文化財保存活用地域計画の作成及び計画の運用等に係る意見聴取を行う。	12人以内	文化スポーツ部文化財課
国史跡伊勢国府跡調査指導会議	国史跡伊勢国府跡の調査実施のための意見聴取を行う。	6人以内	文化スポーツ部文化財課
学校問題解決支援委員会	学校、幼稚園及び教育委員会に寄せられる不当な要求等の対応について、専門的な見地から問題を解決するための意見聴取を行う。	5人以内	教育委員会事務局教育支援課
鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会	中学校における部活動の円滑な地域移行を推進するための意見聴取を行う。	12人以内	教育委員会事務局教育指導課